

京都市個人情報保護審査会答申第35号の概要

答申年月日	平成19年12月6日
請求内容	情報公開審査会答申に係る実施機関の職員の説明内容の根拠文書
請求者	本人
所管課	教育委員会調査課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 京都市情報公開審査会においての説明は、実施機関としての一般的な認識を述べたものであり、特段、当該説明を根拠付ける公文書は存在しない。</p> <p>2 当該説明は、個別具体的な個人を想定して説明を行ったものでなく、当該説明を根拠付ける「個人情報に記載された公文書」も同様に存在しない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 情報公開審査会での実施機関の説明の根拠はあるはずである。</p> <p>2 平成16年度京都市個人情報保護審査会で何事も無理難題を要求する保護者と第三者にアピールしている姿勢の意図は何なのか。</p> <p>3 本件は道徳・秩序正しいとは判断できない。差別を正当化している。退学は、児童虐待防止法第3条の観点から関係者全員に通報義務がある。正当か不当かは明確にすべきであり、事務行為を論点にしているレベルでない。地方自治法第2条第2項を根底に適切な処理を求める。</p> <p>4 今日までの京都市公文書全部を調査してほしい。私達は公務を知らない。一人の子の人生を左右させた現実は共感していかれるのが良心であり、誠実かと考える。基本的人権を求める。</p>
審査会の判断	<p>1 異議申立人が開示を求める情報は、一般的に想定される類型的な事例に係る制度又は事務手続を示す情報であると当審査会は考える。</p> <p>2 当審査会は、実施機関が行った本件処分について、そもそも異議申立人が開示を求める情報は個人情報ではないため、個人情報の不存在による非開示決定とするのではなく、個人情報開示請求の却下処分が相当であると判断するが、改めて、開示又は非開示の判断をして、新たな処分をすべきではない。</p>